

公共施設

平均
前年度との比較増減(△印は減)

| | | | | | |
|-----|-------|-------|------|------|------|
| 九三五 | 四、六三七 | 六、四五四 | 六九〇〇 | 一三〇九 | 一、二二 |
| 二〇八 | 三〇 | 八二七 | 一〇〇 | 一〇六 | 一 |

三一六

備考 電燈數には屋外燈を含む。電燈料金は昭和元年末現在のものなり

經營者別事業概況 (供給事業)

| 事業者 | 種別 | 事業開始年 | 目的 | 供給區域 | 原動力及電力 | 電燈裝置電力 | 電力裝置 | 電線長 | 路長 | 延線長 | 固定資本 |
|----------|-----|--------|------|-------|--------|--------|------|-----|-----|--------|------|
| 樺太電氣合資會社 | 燈、力 | 明治四年二月 | 豊原町 | キロワット | 三五〇 | 二八七 | 二六 | 三六 | 一三六 | 五二、二七 | 田 |
| 王子製紙株式會社 | 燈、力 | 大正二年二月 | 大泊町 | 自家兼用 | 二〇〇 | 一六三 | 一一 | 四 | 一八四 | 三五〇、四二 | |
| 太分社 | 燈、力 | 大正二年二月 | 眞岡町 | 受電 | 二〇〇 | 二四三 | 二 | 五 | 一七〇 | 四八三、二四 | |
| 帝國電燈株式會社 | 燈、力 | 大正三年二月 | 外二ヶ村 | 吸瓦 | 二〇〇 | 四三 | 一 | 二 | 二二 | 二二、三三 | |
| 岡營業所 | 燈、力 | 大正二年九月 | 留多加町 | 汽 | 三〇 | 九三 | 八 | 二〇 | 九 | 二二、三三 | |
| 同留多加出張所 | 燈、力 | 大正二年九月 | 留多加町 | 自家兼用 | 三〇 | 九三 | 八 | 二〇 | 九 | 一〇七、九〇 | |
| 樺太工業株式會社 | 燈、力 | 大正五年四月 | 泊居町 | 自家兼用 | | | | | | | |

公共施設

| 事業者 | 種別 | 事業開始年 | 目的 | 供給區域 | 原動力及電力 | 電燈裝置電力 | 電力裝置 | 電線長 | 路長 | 延線長 | 固定資本 |
|----------|-----|--------|------|------|--------|--------|------|-----|----|--------|------|
| 同 惠須取工場 | 同 | 大正四年四月 | 惠須取町 | 同 | 七五 | 一、六六七 | 四九 | 二八 | 九三 | 九三、二九 | |
| 本斗電氣株式會社 | 燈、力 | 大正四年二月 | 本斗町 | 吸瓦 | 九〇 | 六九 | 三六 | 一九 | 五三 | 二三四、九〇 | |
| 野 田 町 | 燈、力 | 大正九年二月 | 野田町 | 受電 | 電 | 四九 | 三六 | 三三 | 三三 | 四六、三二 | |
| 落合電燈株式會社 | 燈、力 | 大正九年三月 | 落合町 | 同 | 電 | 四〇 | 一 | 六 | 一七 | 一四〇、六六 | |
| 合資會社 | 同 | 大正九年三月 | 久春内村 | 汽 | 三 | 三三 | 一 | 五 | 二四 | 三七、三三 | |
| 久春内製材所 | 同 | 大正九年三月 | 久春内村 | 汽 | 三 | 三三 | 一 | 五 | 二四 | 三七、三三 | |
| 細入益太郎 | 同 | 大正三年二月 | 榮濱村 | 受電 | 電 | 二〇 | 一 | 四 | 二九 | 六〇、五〇 | |
| 三井鑛山株式會社 | 燈、力 | 大正三年七月 | 川上炭山 | 自家兼用 | 電 | 四 | 一 | 二 | 六 | 七、六〇 | |
| 川上鑛業所 | 燈、力 | 大正三年七月 | 川上炭山 | 自家兼用 | 電 | 四 | 一 | 二 | 六 | 七、六〇 | |
| 數香電氣株式會社 | 燈、力 | 大正三年七月 | 數香村 | 汽 | 三 | 三七 | 一 | 三 | 九 | 二八、八三 | |
| 元泊電氣株式會社 | 同 | 大正四年七月 | 元泊村 | 汽 | 三 | 三 | 一 | 四 | 二 | 四、七二 | |
| 樺太電氣商會 | 同 | 大正四年七月 | 元泊村 | 汽 | 三 | 三 | 一 | 四 | 二 | 四、七二 | |
| 富士製紙株式會社 | 燈、力 | 大正四年一月 | 豊北村 | 受電 | 電 | 一三 | 一 | 二 | 六 | 一四、〇〇 | |
| 取工場 | 燈、力 | 大正四年三月 | 知取町 | 自家兼用 | 七五 | 一、六六七 | 四九 | 二八 | 九三 | 九三、二九 | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

三一七

公共施設

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、吸瓦は吸入瓦斯力なり。

自家用電氣工作物概況 (昭和元年度末)

| 種別 | 施設者 | 使用開始年月 | 目的 | 使用區域 | 原動力及發電力 | 電燈裝置キロワット | 電力裝置キロワット | 電線長 | 電線延長 | 電氣設備固本定金 |
|----|-----------|--------|------|------|---------|-----------|-----------|-----|------|----------|
| | 王子製紙株式會社 | 大正三年一月 | 製紙用 | 事業用地 | 汽 一、四〇〇 | 三三 | 六四三 | 二 | 八 | 五六一、六九三 |
| | 樺太分社大泊工場 | 大正四年二月 | 原木捲上 | 同 | 同 一〇〇 | 三 | 五〇 | 一 | 三 | 三五、〇〇〇 |
| | 同留多加原木捲上所 | 大正六年二月 | 燈製用 | 同 | 同 三、六〇〇 | 七 | 二、一八一 | 七 | 二八 | 四四七、八〇三 |
| | 同豊原工場 | 大正二年一月 | 紙力 | 同 | 同 一、二五〇 | 七 | 六八八 | 五 | 二九 | 三三〇、三五〇 |
| | 同野田工場 | 大正二年一月 | 同 | 同 | 同 一、五〇〇 | 一〇〇 | 一、八六九 | 三 | 一九 | 六六二、二三五 |
| | 樺太工業株式會社 | 大正四年二月 | 同 | 同 | 同 四、一〇〇 | 八九 | 二、八三三 | 四 | 二三 | 五八三、二七 |
| | 泊居工場 | 大正三年一月 | 同 | 同 | 同 二、二八 | 一〇三 | 一、五三八 | 七 | 五三 | 七五九、五〇二 |
| | 同眞岡工場 | 大正三年一月 | 同 | 同 | 同 二、二八 | 一〇三 | 一、五三八 | 七 | 五三 | 七五九、五〇二 |
| | 同惠須取工場 | 大正三年一月 | 同 | 同 | 同 二、二八 | 一〇三 | 一、五三八 | 七 | 五三 | 七五九、五〇二 |

備考 目的の欄中燈ハ電燈、力ハ電力、原動力ノ欄中汽ハ汽力、水ハ水力ナリ。

| 種別 | 施設者 | 使用開始年月 | 目的 | 使用區域 | 原動力及發電力 | 電燈裝置キロワット | 電力裝置キロワット | 電線長 | 電線延長 | 電氣設備固本定金 |
|----|-----------|--------|----|------|---------|-----------|-----------|-----|------|-----------|
| | 富士製紙株式會社 | 大正六年一月 | 同 | 同 | 同 二、三〇〇 | 一九 | 三、三〇〇 | 九 | 三五 | 五六四、〇八九 |
| | 落合工場 | 大正三年一月 | 同 | 同 | 同 九、七五〇 | 一四八 | 一、九六 | 六 | 三〇 | 二、一〇〇、五九〇 |
| | 同知取工場 | 大正九年一月 | 同 | 同 | 同 三、三 | 三 | 二〇八 | 七 | 三七 | 五二六、〇九六 |
| | 三井鐵山株式會社 | 大正九年一月 | 同 | 同 | 同 二、四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 川上鐵業所 | 大正九年一月 | 同 | 同 | 同 二、四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 留多加杉浦木工所 | 大正九年一月 | 同 | 同 | 同 二、四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 樺太寒天合資會社 | 大正三年一月 | 同 | 同 | 同 一、五 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 羽母舞殖産株式會社 | 大正三年一月 | 同 | 同 | 同 一、五 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 樺太勸業株式會社 | 大正五年八月 | 同 | 同 | 同 一、五 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | | | | | | 七三二 | 一三、五〇五 | 五三 | 二六七 | 六、五七〇、五七五 |

公共施設

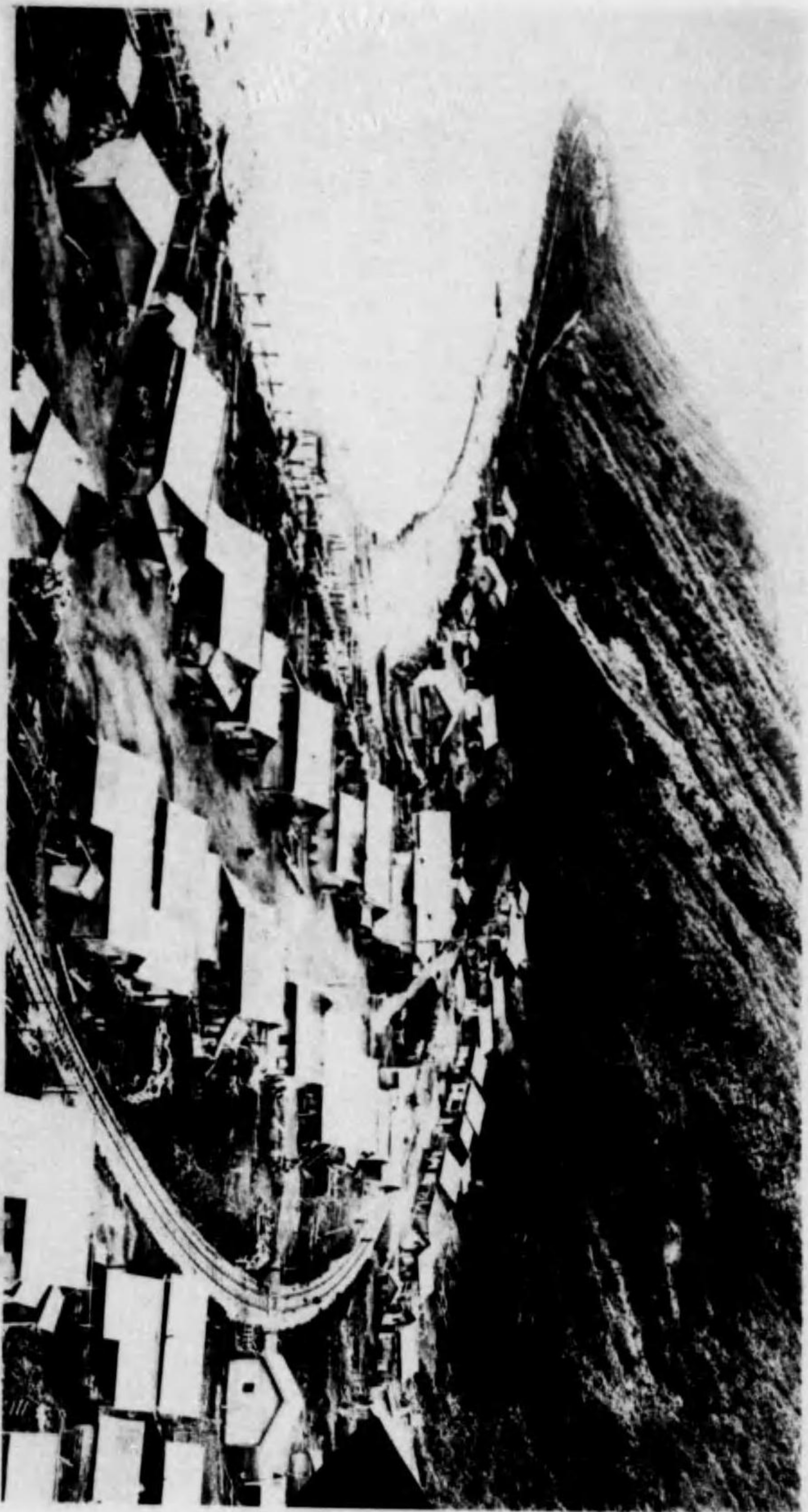
第十八章 土 人

第一節 總 說

我が南部樺太に在住する所謂土人とはアイヌ、ニクブン、オロツコ、サンダー及キーリンの五種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして民度極めて低く到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自活思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の人口は増加せざるのみならず近時却て減少の傾きあり、殊にキーリンは滅亡に瀕しサンダーの如きは既に其の跡を絶てり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては南樺太の東西海岸及中央内



(泊蘭多字泊羅 大宇大村地廣郡岡真) 落部「ヌイア」人土

淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正八年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樫保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、鵜城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めり。雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり、其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるもの、如きを以て之等弊害の除去に努め居れり。

ニクアン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部幌内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期惰眠を貪ることなく孜孜として常に冬營準備を怠らず、オロツコ族、キーン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部幌内川流域に在り馴鹿を飼育す

土人

るゝ共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、五月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智昧且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり、斯くの如くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。

キーン族 本種族の現に我が南部樺太に居住するもの僅かに四十二人に過ぎず、其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性状亦アイヌ族、ニクアン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卑屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人（又は山麓人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶つに至れり。其の言語習俗は、ニクアン族、オロツコ族と大同小異なりき。

今各種族の戸數人口を示せば左の如し。

（昭和元年末現在）

土人

| 種別 | 管轄支廳 | | 豊原 | | 大泊 | | 本斗 | | 眞岡 | | 泊居 | | 元泊 | | 數香 | | 計 | |
|------|------|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|---|-----|
| | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | 戸數 | 人口 | | |
| アイヌ | 男 | 一三三 | 女 | 一五三 | 男 | 三〇 | 女 | 六五 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 二〇〇 | 女 | 二二七 | 計 | 三二七 |
| | 計 | 二八六 | 計 | 二八六 | 計 | 三六 | 計 | 六六 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二〇〇 | 計 | 二二七 | | 三二七 |
| | ニクアン | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 計 |
| オロツコ | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 計 | 二 |
| | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二 | | 二 |
| | キーン | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 一 | 女 | 一 | 計 |
| 計 | 男 | 一三三 | 女 | 一五三 | 男 | 三〇 | 女 | 六五 | 男 | 一 | 女 | 一 | 男 | 二〇〇 | 女 | 二二七 | 計 | 三二七 |
| | 計 | 二八六 | 計 | 二八六 | 計 | 三六 | 計 | 六六 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二〇〇 | 計 | 二二七 | | 三二七 |
| | 計 | 二八六 | 計 | 二八六 | 計 | 三六 | 計 | 六六 | 計 | 二 | 計 | 二 | 計 | 二〇〇 | 計 | 二二七 | | 三二七 |

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

第一款 概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し、労力の需要増加し來れるを以て、之等労働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり、従つて生活状態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て依頼の念を助長したる憾みなきを得ず。

第二款 衣食住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ、アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)

の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、裾、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費す云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ、之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般に上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帯の如く腰に締むるもあり、頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色系を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠とす、要は頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鯨及鱒なり。何れも收穫期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉

を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して隨時使用する。其の他アママス、蝶、カシカ、ウグイ及目類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キトー、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして飲酒せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も清淨の地を選ぶ、之を建つるに大小廣狭の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木根、藤蔓等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり絶對支配權を持して部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總

て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず、慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つの美風尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に従事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むるの掟なし）。

結婚については見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては双方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものを見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し、即ち双方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無断にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、

三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族古舊相集り勅哭數日に及ぶ、生前の所持品及實物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク族は數香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマメイ山道を経て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイメ族は貂、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峽を渡りて刀、鏢、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり、期間は長きは一

年又は二年にして其の時期は鯨時、鱒時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體罰をも行へり。財産刑は被告人所有の實物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイメ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戯等あり、聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエカタカラ（都々逸の如きもの）、オйна（昔噺）、トイタ（伽噺）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の大鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トシヨリ（三味線に酷似し五弦なり）

△ツキナ(竹を以て作り、口に銜て吹く)
 舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環状を爲し、中腰を爲りて一足づゝ飛びつゝ手を拍ち、リリ
 リリリと叫びながら踊り廻る、多くは熊祭のときを爲す。
 遊戯には綱曳、角力、細飛び、棒飛及輪投等あり。
 祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を
 捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別な
 く聚り、盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

第四節 文 化

第一款 教 育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其他指導誘
 掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容す
 るの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを
 以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり、從
 て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一なり、現在々學兒童二百餘名、公立小學校に委託
 教授中のもの三箇所三十五名にして、年々十數名乃至三十名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに書
 方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好に
 して普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり、
 現在の土人教育所を擧ぐれば左の如し。

| 教 育 所 | 學級數 | 教員配置數 | 兒童數 | 所 在 地 |
|---------|-----|-------|-----|------------|
| 白濱土人教育所 | 二 | 二 | 五八 | 琴濱郡琴濱村大字相濱 |
| 落帆土人教育所 | 一 | 一 | 三五 | 富内郡富内村大字落帆 |

| | | | | |
|----------|---|---|----|-------------|
| 多聞泊土人教育所 | — | — | 四七 | 真岡郡廣地村大字大穂泊 |
| 智來土人教育所 | — | — | 二四 | 泊居郡名寄村大字智來 |
| 樞保土人教育所 | — | — | 五 | 元泊郡元泊村大字樞保 |
| 新間土人教育所 | — | — | 二二 | 敷香郡泊岸村大字新間 |

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款 衛 生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虛弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて

醫藥を求め而して病苦少しく減するか若は短期に特效を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計るゝ共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病の預防に備へ、時々衛生に關する講話を催はし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産 業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑な厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が奨勵を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如き

も計數の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發を拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟は漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救 恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普通を圖るゝ共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れり。即ち漫然金品を興へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具癡疾を憐み、鰥寡孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を興へ、罹病者にして治療の資力なきも中には醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

樺太要覽終

昭和貳年拾貳月八日印刷
昭和貳年拾貳月拾日發行

樺 太 廳

樺太登原町大通南一丁目
印刷人 岩 船 ナ ミ

樺太登原町大通南一丁目
印刷所 澤木商會印刷部
電話 一一三番

終

